

令和5年6月9日掲載

令和5年6月16日更新

「令和6年度科学技術分野の文部科学大臣表彰」推薦要領に関する補足事項

これまでに推薦機関からいただいた問合せを踏まえ、推薦要領の記載内容について、以下のとおり補足します。

1. 論文について、オンラインで閲覧可能な URL はあるが、全文を閲覧するには購読が必要な場合に、論文の写を添付する必要はあるか。

論文について、オンラインで閲覧可能な URL がある場合は、購読しないと全文のダウンロードができない場合であっても、URL を記載いただくことで構いません。ただし、後日、論文の写の提出を追加で求める場合があります。

2. 創意工夫功労者賞の推薦要領 (p. 3) の〈候補者の職歴〉について、「現在勤務している職域と同一の職域に、通算5年以上勤務」とは、どのような場合が該当するか。

以下の場合が該当します。

- ・ 同一の会社等に継続して勤務している場合は、当該会社等における勤務年数が通算5年以上である場合
- ・ 転職している場合は、現在の職場と転職前の職場における勤務年数が合計して通算5年以上であって、以下に該当する場合

現在の所属会社等と転職前の所属会社等の業種が同一

もしくは

候補者本人の現在の職種と転職前の職種が同一

※職種とは、工場等の工員、農林水産業従事者、医療補助者、研究所における研究補助員、技能職員等を指します。

いずれの場合も部署・部門は問いません。

なお、「通算5年以上」については、産前産後休暇・育児休暇等により勤務できない期間（注）があった場合は、これらの期間を除き、実質的に勤務している期間を5年以上とします。

（注）継続して30日を超えない場合は考慮いただく必要はありません。

(6月16日追記)

3. 同一の業績により、既に国家栄典（叙勲、褒章）を受章又は科学技術分野の文部科学大臣表彰を受賞した者を、創意工夫功労者賞の候補者として推薦してもよいか。

他の賞と同様に、同一の業績により、既に国家栄典（叙勲、褒章）を受章又は科学技術分野の文部科学大臣表彰を受賞した者は表彰対象となりません。

また、創意工夫功労者賞については、異なる業績であっても、過去5年以内（平成31年度表彰～令和5年度表彰）に、創意工夫功労者賞を受賞した者は、表彰対象となりません。